

報告第1号

職員による自動車事故に係る損害賠償事件に関する専決処分の報告について

職員による自動車事故に係る損害賠償事件に関し、その損害賠償の額の決定及びこれに伴う和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により、報告する。

1 専決処分をした年月日 令和5年10月3日

2 損害賠償及び和解の相手方

住所 久慈市侍浜町北野第10地割226番6

氏名 東亜リース株式会社久慈営業所 営業主任 三浦 佑太

3 損害賠償の額 490,600円

4 和解の内容

損害賠償の額を3のとおりとし、当事者は、ともに将来いかなる事由が発生しても一切の異議を申し立てない。

5 損害賠償の原因

令和5年1月15日午前3時00分頃、市道上長内長内橋線において、市が相手方から自動車賃貸借契約により借り上げたショベルローダーを用いて除雪作業中、道路に設置されていた敷鉄板に誤って接触し、車両のスノープラウを損傷させたものである。

令和5年12月7日提出

久慈市長 遠藤 譲 一



示 談 書

1 事故の内容

(1) 当事者

- 甲 ア (借受人) 久慈市
久慈市長 遠 藤 譲 一
イ (運転者) 久慈市会計年度任用職員 中村 清巳
乙 (貸渡人) 久慈市侍浜町北野第10地割226番6
東亜リース株式会社久慈営業所
営業主任 三浦 佑太

- (2) 日 時 令和5年1月15日 午前3時00分頃
(3) 場 所 久慈市長内町第21地割地内 (市道上長内長内橋線)
(4) 車 両

- 甲 車台番号 [REDACTED]
登録番号 [REDACTED]
自動車賃貸借契約により甲へリース

(5) 概 況

令和4年12月1日、乙が所有する車両を自動車賃貸借契約により甲とリース契約(令和4年12月1日から令和5年3月31日)を行った。

令和5年1月15日午前3時00分頃、甲イが貸借車両(ショベルローダー)を用いて除雪作業中、道路に設置されていた敷鉄板に誤って接触し、車両のスノープラウを損傷させたものである。

2 示談の内容

- (1) 甲は乙に対して、本事故による損害につき別紙損害明細書のとおり490,600円を支払うものとする。
(2) 本事故によって生じた(1)の損害賠償の支払いは、乙の指定する方法によるものとする。
(3) 当事者は、ともに将来いかなる事由が発生しても一切の異議を申し立てない。

本示談は、今後本件に関する異議の申し立てをしないこととして円満に成立した。

令和5年10月3日

甲 ア 久慈市
代表者 久慈市長 遠 藤 譲 一



乙 久慈市侍浜町北野第10地割226番6
東亜リース株式会社久慈営業所
営業主任 三浦 佑太 [REDACTED]

別紙

損害明細書

損害賠償額の算定		
当事者	甲	乙
車両損害額	① 0円	② 490,600円
責任割合	③ 100%	④ 0%
甲・乙の責任額	⑤ 490,600円 (②×③)	⑥ 0円 (①×④)
決済方法	⑦ 甲は、乙に対して、本事故による車両損害額490,600円を支払う。	